

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区児童相談所長

審査請求人が令和6年4月18日に提起した葛飾区児童相談所長（以下「処分庁」という。）が令和6年4月2日付けで行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく一時保護解除決定（6葛児児第46号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下この審査請求を「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要等

1 事案の概要

処分庁は、令和6年2月3日付けで、Y（以下「本件児童」という。）について法第33条により一時保護決定を行った。その後、処分庁は、同年4月2日付けで、本件児童について本件処分を行い、審査請求人に通知した（6葛児児第46号）。審査請求人は、本件処分を不服とし、同月18日付けで本件審査請求を提起した。

2 前提となる事実

(1) 処分庁は、令和6年2月3日、警視庁A警察署から本件児童について、いわゆる身柄通告を受け、同日、本件児童について法第33条により一時保護決定を行った。処分庁は、審査請求人に対し、同月5日付けの一時保護決定通知書で、本件児童を同月3日から一時保護したことを通知した。

(2) 本件児童の一時保護解除処分に至る経緯は概要以下のとおりである。

同月5日 処分庁の担当児童福祉司（以下「担当福祉司」という。）は、本件児童から、一時保護所に来た経緯、これまでの生活状況について聴取した。また、本件児童の意向を確認した。

同月9日 担当福祉司は、警視庁本部B分室で勾留中の審査請求人と面会を行い、審査請求人に対して、一時保護の説明を行い、本件児童の体調や生活の配慮事項を聴取した。

同月14日 担当福祉司は、本件児童と面接を行い、一時保護所での生活状況を聴取する等した。

同月15日 審査請求人から担当福祉司宛てに、同月14日に釈放された旨の電話があった。

同月19日 審査請求人が午前中に葛飾区児童相談所（以下「相談所」という。）を訪れたので、担当福祉司は同人と面談し、本件児童の日ごろの学習状況等を聴取した。審査請求人は午後にも相談所に来訪したので、担当福祉司は審査請求人と面談し、一時保護決定通知書を審査請求人に手渡しし、一時保護について改めて説明を行った。審査請求人は、本件児童の一時保護について同意した。

同月21日・26日 処分庁の担当児童心理士（以下「担当心理士」という。）は、本件児童と心理面接を行った。

同月26日 担当福祉司は、審査請求人と面談し、審査請求人自身の成育歴を聴取するとともに、本件児童や自宅の状況についても聴取した。また、担当福祉司は、審査請求人に対して、虐待の定義と種類について説明を行い、審査請求人が本件児童に対して行った行為は身体的虐待及びネグレクトに当たるため、本件児童に対して相応しい注意の仕方を一緒に考えていきたい旨述べた。

同月29日 担当心理士が、本件児童と面談し、今後の意向を聴取した。本件児童は、一時保護解除後は、審査請求人のところに戻るか、母方祖母（以下「祖母」とう。）宅に戻るか気持ち的には五分五分と答えた。

3月6日 担当心理士が、本件児童と面談し、今後の意向を聴取した。担当心理士は、本件児童に対し、審査請求人からの手紙を預かっているが、読むか否か尋ねたが、本件児童は手紙を読みたいとの意向を表明しなかった。

同日、担当福祉司は、本件児童に対し、審査請求人から誕生日カードが届いている旨伝えたところ、本件児童は誕生日カードを受け取り、中身を開けて内容を確認していた。

同月8日 担当福祉司及び担当心理士は、審査請求人と面談し、本件児童の近況及び心理検査等の結果を伝えた。また、担当福祉司及び担当心理士は、審査請求人に対し、卒業式への参加を目標に家庭復帰を検討しているが、本件児童が審査請求人の手紙を読まない状況や面会にも後ろ向きである様子から、一時保護の延長が必要となる可能性について伝えた。審査請求人は、「本件児童が自宅、祖母宅、母方祖父宅、施設いずれかの行先を選択するのであれば拒まない」が、一時保護の延長に対して同意できない旨述べた。

同月13日 担当福祉司は、審査請求人の自宅を訪問し、同人と面談した。担当福祉司は、審査請求人に対して、本件児童の教育の機会や生活の保障のために、審査請求人に引き渡すことが困難であれば、処分庁の判断で祖母に引き渡すことも検討している旨述べた。審査請求人は、これに対して、祖母宅への引き渡しには消極的な意見であることを表明した。

同月14日 担当心理士が本件児童と面接を行い、児童の意向等を聴取した。

同月19日 担当福祉司が審査請求人と面談を行った。審査請求人は一時保護の延長に対しては同意できない旨述べ、担当福祉司は、祖母への引渡し又は家庭裁判所への一時保護延長の申立てを行う旨伝えたところ、審査請求人は、「それで構わない」と述べた。

同月21日、22日、27日 担当心理士が本件児童と面接を行い、本件児童の意向等を聴取した。

同月28日 相談所にて、審査請求人と本件児童との面会が行われたが、本件児童は

部屋に入るとすぐに机に顔を伏せてしまった。審査請求人が話をしている間も本件児童はそのままの姿勢であった。30分が経過したため、担当福祉司及び担当心理士がこのまま面会を続けることは難しいと述べると、審査請求人もそれに同意し、母子面会は終了となった。

担当福祉司は、この面会の結果を踏まえ、審査請求人に対して改めて一時保護の延長への同意を働きかけたが、審査請求人は一時保護の延長には同意しないとの立場であった。担当福祉司は、今後の処分庁の方針が審査請求人の意に反する可能性があることを説明すると、審査請求人は「一時保護が延長になるくらいなら、祖母宅へ児童を帰してもらったほうがましである」旨述べた。

担当福祉司は、同日、祖母に連絡をし、祖母宅で本件児童を受け入れる意向があるか確認したところ、祖母からは前向きな回答があった。

同月29日 担当心理士は本件児童と面接を行った。また、同日、担当福祉司と担当心理士が祖母宅を訪問した。

4月1日 祖母が本件児童と面会を行った。

同月2日 担当心理士が本件児童と面会を行った。本件児童は、祖母に引き取られることに同意した。同日、処分庁は本件処分を行い、本件児童を祖母に引き渡した。

同日、担当福祉司は審査請求人に対し、電話で本件児童について本件処分を行い、祖母に引き渡したことを伝えた。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求の趣旨には、「Yが祖母宅にいることを取り消してほしい」との記載がある。

2 処分庁の主張

本件処分を行った時点において、本件児童には客観的な一時保護の必要性が乏しい状況にあったこと、本件児童の中学校の入学が目前に控えていたこと、審査請求人とのやり取りの中でも審査請求人から、祖母宅に本件児童を引き渡すことが選択肢の一つ

として許容する発言があったこと、祖母宅は本件児童の生活環境として不適切ではないこと、審査請求人は一時保護解除の方向性自体には異論がない中で明確な理由なく本件児童が祖母宅で生活することを拒み一時保護解除を先延ばしにするのは本件児童の利益にかなったことではなく権利濫用にあたるといえること、子どもの意見表明権保障を強調した改正児童福祉法の趣旨や本件児童の年齢からみて、審査請求人の意向よりも早期に一時保護解除したうえで祖母宅での生活を希望する本件児童の意向をより尊重すべき場面であるといえること、以上を総合考慮して本件処分を行ったものであることから、本件処分は、処分庁の理念や法に基づいて適正に行われたものであり、違法・不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする（第4条。各号は省略）。

(2) 児童福祉法

ア 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる（第33条第1項）。

イ 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない（第33条第3項）。

ウ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる（第33条第4項）。

エ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、児童相談所長又は都道府県知事が引き

続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない（第33条第5項本文）。

オ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行った後2月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる（第33条第6項本文）。

(3) 児童相談所運営指針（令和6年3月30日付けこ支虐第164号こども家庭庁支援局長通知）第5章一時保護

虐待等を受けたこどもの一時保護や里親等委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、「措置解除に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日付け雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（特に、第5章10.家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点）を踏まえ、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、保護者支援の経過が良好であるか否か、地域の支援体制が確保されているかどうかなどについて確認し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントした上で一時保護の解除の決定を行うこと。

2 判断

(1) 本件審査請求は、処分庁が行った一時保護解除決定の取消しを求めるものであるが、一時保護解除決定に対する審査請求は、処分庁が一時保護を開始した日から2月を経過したときは、申立ての利益を欠き、却下を免れないものである。以下、理由を述べる。

(2) 一時保護決定の処分性等について

前提として、まず一時保護決定の処分性等について検討する。

法第33条第1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定しており、ときに親権者や児童本人の意思に反してでも、暫定的に当該児童を保護するために行われる公権力の行使に当たる事実行為である。したがって、一時保護は、公権力の行使に当たる行為として行政不服審査法第1条第2項の処分に含まれ、救済手段として、同法に基づく審査請求の対象となる。

(3) 一時保護解除の法的根拠等について

一時保護解除につき法は明確な規定を置いていないが、法第33条第1項は、児童相談所長は、「必要があると認めるとき」は、児童の一時保護を行うことができるとしており、当初存在した必要性が消滅した場合は、一時保護を解除することが妥当であるから、同項に基づき一時保護解除をすることができると考えられる。

(4) 一時保護解除の処分性等について

一時保護解除について審査請求が許されるかについて明示的に記載されているものはないが、本件処分について処分庁は審査請求できる旨の教示文を記載しており、また答申例では処分性を肯定するものもある（大阪府行政不服審査会第2部会、令和4年度答申第33号）。

一時保護解除決定について処分性を肯定できるとしても、処分庁が一時保護を開始した日から2月を経過したときは、申立ての利益を欠くというべきである。

すなわち、一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならないと規定されており（法第33条第3項）、これを超える場合でも児童相談所長は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができるが（同条第4項）、当該児童の親権を行う者等の同意に反する場合にあっては、家庭裁判所の承認が必要である（同条第5項）。児童相談所長が家庭裁判所に対して、引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合においては、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後も当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる旨規定されているので（同条第6項）、当該申立ては当該一時保護を開始した日から2月を超えない日になされる必要がある。

よって、当該児童の親権を行う者等の意に反し、かつ、家庭裁判所に対して、引き続いての一時保護に係る承認の申立てをしていない場合は、一時保護を開始した日から2月の経過により一時保護決定は効力を失うと考えられる。

審査請求は請求人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められるところ、一時保護決定がその効力を失った場合は、申立ての利益を失い、審査請求は却下される。

これを本件についてみると、処分庁は、令和6年2月3日に本件児童を法第33条により一時保護決定を行っており、一時保護決定は解除を行わなかった場合は2月後である4月2日に効力を失う。したがって、仮に同日以降に一時保護決定処分が裁決により取り消されたとしても、同日時点において一時保護決定の効力が生ずるものではない。よって、同日の翌日以降にされた本件審査請求は申立ての利益を欠き、不適法である。

(5) 祖母宅への引渡しについて

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨として、「Yが祖母宅にいることを取り消してほしい」、すなわち、処分庁の職員が、一時保護解除に伴い、本件児童を祖母に対して引き渡したことを取り消してほしいと主張しているので、この点について付言する。

一時保護は、暫定的に当該児童を保護するために行われる公権力の行使に当たる行為であるから、一時保護解除は児童の保護を解除する行為である。一時保護解除決定通知書には、本件児童を解除したこと、一時保護解除の時期についての記載はあるものの、誰に引き渡したかの記載はない。よって、誰に引き渡すかは本件処分の内容とはいえないというべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであることから、行審法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 審理員意見書の添付

本件請求は、行審法第43条第の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、行審法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和6年9月11日

審査庁 葛飾区長 青木克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。